

住宅の新築・増改築・中古住宅の購入をご検討されている皆様へ

# 4月1日より定住促進住宅 新增改築等補助制度が始まりました！！

補助額：工事費の1割を補助

住宅の新築・中古住宅<sup>1</sup>の購入の場合は・・・

最高100万円

住宅の増改築の場合は・・・

最高50万円

対象者（以下のすべての項目に該当する方）

定住目的で下條村に住宅を新增改築する方（下記のア、イに該当する方は除きます）

ア、本拠地が村外にある方

イ、配偶者及び15歳未満の子どもがいるときは、その方が村内に居住していない場合

申請時の年齢が45歳以下（夫婦の場合はどちらかでも可）の方

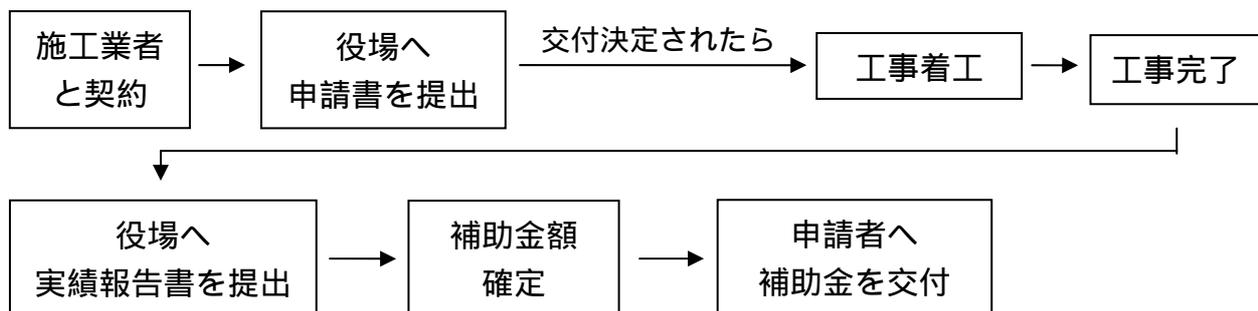
下條村に対して納付義務のあるすべてのものに滞納の無い方

～申請にあたって～

補助を希望される方は、工事着工前に補助金交付申請書を役場に提出していただきますので、詳しくは、役場 振興課 建設係までご連絡ください。

- 1 中古住宅の購入に対する補助の最高限度額は、1,000万円以上が100万円、1,000万円以下の場合は50万円となっております。

## ～申請の流れ～



## 住宅のちょっとした箇所をリフォームしたいという皆様へ

昨年10月からおこなっております、**住宅リフォーム補助金**（村内業者による住宅リフォーム工事に対して**最高20万円** 工事費の**4分の1**を補助）も継続しておりますのでリフォームをする際はご活用ください。こちら**も**工事着工前に役場へ申請書を提出していただきます。

**新增改築補助金との併用はできませんので、お願いします。**

問い合わせ先

下條村役場 振興課 建設係

電話：0260-27-2311

FAX：0260-27-3536